

2014年2月吉日

お客様各位

Pan Ocean Co., Ltd.
日本総代理店
STXコンテナ日本株式会社

出港前報告制度についてのご案内

平素より弊社サービスをご利用いただき厚く御礼申し上げます。

来たる2014年3月10日より施行される輸入コンテナ貨物に対する出港前報告制度につきまして下記の通りご案内申し上げます。

記

- 正式名称 : 出港前報告制度【Advance Filing Rules (AFR)】
- 制度概要 : 本邦に入港しようとする船舶に積み込まれる海上コンテナ貨物の積荷情報を、当該船舶の船積港出港24 時間前までに電子的に報告することが義務付けられます。
- 報告義務者 : 船社・船社代理店 — マスターB/L情報
NVOCC — ハウスB/L情報
※ ハウスB/L情報の報告義務者は、第1次利用運送業者（NVOCC）となります。
未報告の場合、積み地において船積みすることができませんのでご留意願います。
- 報告内容 :
• Shipper/Consignee/Notify Partyの名前・住所・電話番号
(Consigneeが"To Order"の場合はNotify Partyにの詳細記載がある場合に限り可)
• 明確な品名及びHSコード (6桁)
• 危険品の場合はIMDGコード及びUN番号
• マーク・個数・重量・容積
• コンテナ番号・シール番号
• ハウスB/Lの有無
- 報告方法 : NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）を使用した電子的報告が義務付けられます。
弊社では、お客様からご提供いただきました貨物情報につきましては、サービスプロバイダー経由でSea-NACCSから日本税関へ報告いたします。

報告期限 : 当該船舶が船積港を出港する24 時間前まで。

適用開始日 : 2014年3月10日 午前0:00に報告期限が到来する貨物から対象となります。

罰則 : 報告期限までに報告がなされなかった場合、または偽った報告をした場合には、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられます。

リスク分析

日本税関によるリスク分析の結果、ハイリスク判定 (DNL/DNU) を受けた貨物につきましては、船積み・船卸しをお断りする場合がございます。また、HLDの判定を受けた場合は訂正が必要となりますので、その際には税関より要求される情報をご提供願います。

不一致情報

ハウスB/Lの未報告や報告遅延等によって船卸しが許可されない場合には積み戻しとなる可能性があります。この場合、発生する費用につきましてはハウスB/Lの報告義務者であるNVOCC様にご負担いただくこととなりますので、ご留意願います。

各詳細につきましては、以下の税関・NACCSセンターのホームページをご参照くださいますようお願いいたします。

- 【日本税関】 http://www.customs.go.jp/news/news/advance3_j/
http://www.customs.go.jp/news/news/advance3_j/04.pdf
- 【NACCSセンター】 <http://www.naccscenter.com/afr/indexj.html>